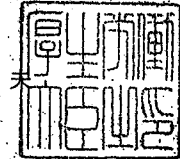


平成23年度の献血の受入に関する計画(案)の認可について

薬事・食品衛生審議会会長
望月正隆 殿

厚生労働大臣 細川 律夫



諮問書

- ・ 諮問書 1
- ・ 平成23年度の献血の受入に関する計画(案) 2

【参考資料】

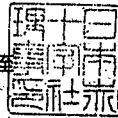
- ・ 平成22年度献血受入計画(平成22年度4～12月)
における取組み状況と平成23年度献血受入計画の
策定について 12

平成23年度の献血の受入れに関する計画を認可することについて、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)第11条第3項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

血企第79号
平成23年3月2日

厚生労働大臣 細川 律夫 様

日本赤十字社
理事 西本 幸



平成23年度献血受入計画について

標記については、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(昭和31年法律第160号)第11条第1項の規定に基づき提出いたします。

平成23年度献血受入計画について

平成23年度献血受入計画については、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」第11条及び同法律施行規則第4条に則り、各都道府県と協議し、当該年度に献血により受け入れる血液の目標量、その目標量を確保するために必要な措置に関する事項及びその他献血の受入れに関する重要事項について、以下のとおり計画します。

1. 平成23年度に献血により受け入れる血液の目標量

平成23年度に献血により受け入れる血液の目標量については、各都道府県における過去3年の輸血用血液製剤の需要動向と原料血漿の必要量から安定供給を確保するために、全血献血で145万リットル、血漿成分献血で27万リットル、血小板成分献血で35万リットルの合計207万リットルを確保することとします。

なお、都道府県別目標量については、別紙1のとおりです。

日本赤十字社では、これらの目標量を確保するために、国、地方公共団体等との連携の下に献血受入れに取り組みます。

2. 前項の目標量を確保するために必要な措置に関する事項

(1) 献血受入の基本方針

① 目標量の確保

平成23年度に献血により受け入れる血液の目標量を確保するための各都道府県献血受入施設の稼働数及び目標量については、別紙2のとおりとし、医療機関の需要に応じた採血に努め、400mL及び成分献血を積極的に受入れます。

② 献血受入体制の整備

献血者の安全性と利便性に配慮し、立地条件等を考慮した採血所の設置、移動採血車による計画的採血等、効率的な採血を行うための設備及び体制の整備・充実を継続的に実施します。また、採血所における休憩スペースの十分な確保や地域の特性に合わせたイメージ作り等環境整備に努め、一層のイメージアップを図ります。

③ 献血者の処遇等の充実

献血者が安心して献血できるように、献血の受入れに当たっては、献血者を丁

寧に処遇し、不快の念を与えることのないよう、職員の教育訓練の充実強化により献血者の処遇向上を図るとともに、献血者の意見・要望を把握し、献血受入体制の改善に努めます。

また、献血者の個人情報保護や献血者健康被害救済制度についても適正な運用に努めます。

④初回献血者への対応

初めて献血をする方の献血に対する不安等を払拭するために、献血の手順や献血後の過ごし方等の映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行います。また、学校献血会場において、採血後の献血者をケアする者を配置し、採血副作用の防止に努めます。

⑤検査サービス等の実施

献血者の健康管理に資するため、引き続き希望者に対し生化学検査成績、血球計数検査成績をお知らせします。

また、ヘモグロビン濃度の低値により献血にご協力いただけなかった献血申込者に対して健康相談等を実施し、献血者の増加を図ります。

(2) 献血者の確保対策

血液製剤について、国内自給が確保されることを基本としつつ、将来にわたって安定的に供給される体制を維持するため幼少期も含めた若年層、企業や団体、複数回献血者を普及啓発の対象として効果的な活動や重点的な献血者募集を実施するとともに健康な高年齢層の献血受入れについても積極的に推進します。

また、病気やケガのために輸血を受けた患者さんや、そのご家族の声を伝える等により、血液製剤がこれを必要とする患者さんへの医療に欠くことのできない有限なものであることを含めた献血思想の普及啓発を図ります。

特に少子高齢化による若年層献血者の減少を踏まえ、若年層を対象とした取組みとして体験学習の継続的な実施等、献血への動機付けとしての活動も積極的に推進します。

なお、各都道府県血液センターにおける主な取り組みは、別紙3のとおりです。

① 若年層を対象とした対策

(ア) 若年層全体に対する対策

若年層向けの雑誌、放送媒体、インターネット等を含む様々な広報手段を用いて、同世代からの働きかけ、病気やケガのために輸血を受けた患者さんや、そのご家族の声を伝える等、効果的な広報に努めます。

(イ) 小学生、中学生を対象とした対策

献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明するため、ボランティア組織の協力を得ながら、学校へ出向いての献血セミナーや血液センター等での体験学習を積極的に行い、正しい知識の普及啓発と協力の確保を図ります。

(ウ) 高校生を対象とした対策

「高等学校学習指導要領解説 保健体育編」に献血に関する内容が盛り込まれたことから、これまで実施してきた若年層献血はもとより、献血のみならず、赤十字活動全体を含めた命の大切さ等についての献血セミナーを学校へ出向いて積極的に実施するよう努めます。

(エ) 大学生を対象とした対策

献血推進活動を行っている献血ボランティア組織等の協力を得て、連携を図り、大学生における献血や血液製剤に関する理解、献血体験の促進に努めます。

学生献血ボランティアとの更なる連携を図るとともに、その組織基盤強化を図ります。

さらに、将来の医療の担い手となる学生等に対して、多くの国民の献血によって医療が支えられている事実や血液製剤の適正使用の重要性への理解を深めてもらうための取組みを行ってまいります。

(オ) 10代への啓発として、採血基準の改正により、男性に限り400mL全血採血が17歳から可能となることについて普及啓発に努めます。

② 献血者の年齢層に応じた献血推進対策

(ア) 20歳代後半～30歳代の女性を対象とした対策

この年代の女性については、出産、あるいは子育てに忙しいという理由により献血者が減少しているものと考えられることから、その取組みとして、地域の特性に応じて献血ルームにキッズスペースを整備する等の受入体制を整え、親子が献血にふれあう機会を設けるよう努めます。

(イ) 40歳～50歳代を対象とした対策

企業や団体の中心的な存在であるこの年代に対して、「血液の使われ方」、「献血可能年齢」等について正確な情報を伝え、相互扶助の観点からの啓発を行い、社会貢献活動の一つとして、地域の実情に即した方法で企業・団体等における献血の推進を図ります。

・(ウ) 60歳以上を対象とした対策

この年代は、60歳を超えたところでの献血者数の割合が急激に減少しており、その理由として定年退職することにより献血に関する情報に触れる機会が減ってしまうことや健康上の問題等が要因として考えられることから、定年退職後も引き続き積極的に献血に協力していただけるよう、情報伝達の方法を工夫するなど献血者の増加を促進するよう努めます。

70歳以上の献血が出来なくなった方についても、個人ボランティアとして協力頂き、献血の推進に支援いただけるよう努めます。

また、血小板成分献血について、採血基準の改正により、男性に限り69歳まで可能となることについて普及啓発に努めます。

③ 企業等における献血の推進対策

社会貢献活動の一環として、献血に協賛する企業や団体を募り、地域の実情に即した方法で献血の推進を図ります。

④ 複数回献血協力者の確保

複数回献血協力者を確保するため、複数回献血クラブの充実等、重点的な啓発、施策を行うよう努めます。

また、複数回献血クラブ会員の中でも、特にメールを利用した会員の増加に取り組むとともに、献血に協力いただけるよう努めます。

⑤ 献血推進キャンペーン等の実施

将来の献血基盤となる10代・20代の若年層献血の推進は、血液事業にとって喫緊の課題であり、広く国民への献血の普及啓発を図るため、戦略的なキャンペーン等の広報を展開します。

【平成23年度に予定されている主なキャンペーン】

- (ア) 複数回献血者確保キャンペーン (4～5月)
- (イ) 愛の血液助け合い運動 (7月)
- (ウ) いのちと献血俳句コンテスト (7月～12月)
- (エ) 全国学生クリスマス献血キャンペーン (12月)
- (オ) はたちの献血キャンペーン (1～2月)
- (カ) LOVE in Action プロジェクト (通年)

3. その他献血の受入れに関する重要事項

(1) 血液製剤の安全性向上のための対策

国及び都道府県と連携し健康な献血者の確保に努めます。

今後も献血者本人確認を徹底するとともに、検査目的献血の防止のための「安全で責任のある献血」の普及に努めます。さらに、問診業務の充実強化に努め、安全な献血の受入れを図ります。

(2) まれな血液型の血液確保

まれな血液型の献血者には、医療機関からの突発的な要請に対応できるよう、本人の意向を踏まえて予め登録を依頼し、必要時に献血を依頼します。

(3) 血液製剤の在庫管理と不足時の対応

赤血球製剤等の在庫予測に基づき、献血者確保対策を講じて安定供給に努めます。また、国及び都道府県にも在庫情報を提供し、万一の在庫不足時には対応手順に基づき、関係機関と連携した献血者確保方策を実施します。

(4) 災害時等における危機管理

災害時における広域的な需給調整等の手順に基づき、国、都道府県及び市町村と連携して需要に見合った献血確保及び円滑な血液供給に努めます。

(5) 献血受入計画の分析と評価

献血の受入状況について、国、都道府県及び市町村へ情報を提供します。また、その分析と評価を行い、次年度の献血受入計画の各種施策の検討に資することとします。

平成23年度に献血により受け入れる血液の目標量(日本赤十字社)

Table with columns: No, 都道府県名, 全血献血 (200mL, 400mL, 計), 成分献血 (血小板, 血漿, 血清), 合計. Lists 47 prefectures and their target blood donation volumes.

※山梨県の血小板成分献血目標量については、血小板製剤製造が東京都において行われているため、東京都に併せて計上している。

平成23年度に献血により受け入れる血液の目標量を確保するための各県民血所毎の目標量及び採血数

Large table with multiple columns: 都道府県名, 全血献血, 成分献血, 血小板, 血清, 血清, 合計, 採血数, 献血者数, etc. Lists 47 prefectures and their target blood donation volumes and collection statistics.

注1. ナーンセンターは、都道府県の委託者であり、事業所や学校の出張等を実施して行う献血を「ナーンセンター」献血と見做す。注2. 採血数は、献血者数と同一である。注3. 成分献血は、血小板成分献血と血清成分献血を指す。注4. 血小板成分献血は、血小板製剤製造が東京都において行われているため、東京都に併せて計上している。

	平成23年4月1日現在の献血受入施設数等について				平成23年度の献血受入施設整備予定について								
	血液センター (※)	献血ルーム	移動採血車	成分採血装置	血液センター		献血ルーム		移動採血車		成分採血装置		
					新設予定数	廃止予定数	新設予定数	廃止予定数	増減数	更新数	増減数	更新数	
北海道	4(4)	6	16	81	0	1	1	0	0	0	0	0	
青森	2(1)	2	4	22	0	0	0	0	0	0	0	0	
岩手	1(0)	1	5	23	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮城	1(0)	2	6	38	0	0	0	0	0	1	0	0	
秋田	1(1)	2	5	28	0	0	0	0	0	0	0	0	
山形	1(0)	1	3	13	0	0	0	0	0	0	0	0	
福島	3(3)	1	9	41	0	0	0	0	0	0	0	0	
茨城	1(0)	3	7	32	0	0	0	0	0	1	0	0	
栃木	1(1)	1	6	32	0	0	0	0	0	0	0	0	
群馬	1(0)	3	5	35	0	0	0	0	0	0	0	0	
埼玉	1(0)	8	10	86	0	0	0	0	0	0	0	2	
千葉	1(0)	6	10	77	0	0	0	1	1	0	5	7	
東京	2(0)	13	19	223	0	0	0	0	1	1	0	5	
神奈川	2(0)	8	12	138	0	0	1	0	0	1	0	5	
新潟	1(0)	3	4	32	0	0	0	1	1	0	0	3	
富山	1(0)	1	3	11	0	0	0	0	0	0	0	3	
石川	1(1)	1	4	21	0	0	0	0	0	0	1	0	
福井	1(1)	0	3	13	0	0	0	0	0	0	0	0	
山梨	1(0)	1	4	15	0	0	0	0	0	0	0	0	
長野	1(1)	2	4	35	0	0	0	0	0	0	0	0	
岐阜	1(1)	2	4	32	0	0	0	1	1	0	0	0	
静岡	3(1)	3	9	53	0	0	0	0	0	0	0	4	
愛知	2(2)	7	11	115	0	0	0	0	0	1	0	1	
三重	1(1)	3	4	26	0	0	0	1	1	0	1	16	
滋賀	1(1)	1	5	26	0	0	0	1	1	0	4	2	
京都	2(0)	3	6	34	0	0	0	0	0	0	0	0	
大阪	3(2)	10	18	142	0	0	0	2	2	0	1	4	
兵庫	1(0)	6	9	78	0	0	0	0	0	3	3	8	
奈良	1(1)	1	4	27	0	0	0	1	1	0	3	0	
和歌山	1(0)	1	5	13	0	0	0	0	0	0	0	2	
鳥取	1(1)	1	2	15	0	0	0	0	0	0	0	0	
島根	1(1)	1	3	15	0	0	0	0	0	0	0	0	
岡山	1(1)	1	6	25	0	0	0	0	0	0	0	0	
広島	1(0)	2	6	44	0	0	1	0	0	2	0	0	
山口	1(1)	1	5	21	0	0	0	1	1	0	1	10	
徳島	1(1)	1	3	20	0	0	0	1	1	0	0	0	
香川	1(0)	1	4	14	0	0	0	1	1	0	0	2	
愛媛	1(0)	1	4	24	0	0	0	1	1	0	0	1	
高知	1(0)	1	3	12	0	0	0	0	0	1	0	2	
福岡	3(1)	4	11	65	0	0	1	0	0	0	0	0	
佐賀	1(1)	0	2	11	0	0	0	0	0	0	11	2	
長崎	2(1)	2	5	21	0	0	0	0	0	0	0	0	
熊本	1(1)	1	4	15	0	0	0	0	0	0	0	0	
大分	1(0)	1	5	26	0	0	0	0	0	1	0	1	
宮崎	1(0)	1	4	14	0	0	0	0	0	0	0	0	
鹿児島	1(1)	1	5	24	0	0	0	0	0	1	0	2	
沖縄	1(0)	1	3	18	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	84(32)	123	289	1,928	0	1	4	13	13	0	17	26	80

※平成23年4月1日現在の献血受入施設(血液センター)について……()数は、実際に受け入れを行っている血液センター数。残りの32施設については、血液センターの立地条件等の理由により、献血ルーム、移動採血車、オープン献血により必要な献血者を確保している。
 ※更新とは、増減なく新たな採血車、成分採血装置に入れ替えること。

各都道府県血液センターにおける主な取り組み

①若年層を対象とした対策

具体的対策	対象
1 新規に献血協力した方にお礼状を送付し再来を促す。	10代、20代の若年層
2 献血に関する勉強会を行い、その後、街頭献血にて献血呼びかけボランティアを行う。このことにより、献血への理解を深めてもらい、将来の献血へのきっかけづくりを行う。	小学生・中学生・高校生、その他学生
3 中学2年生を対象とした社会人体験学習受入施設に登録し、各課の実務等を体験しながら血液センターへの理解を深めてもらう。	中学2年生

②献血者の年齢層に応じた献血推進対策

具体的対策	対象
1 キッズスクールを開催し、保護者同伴の元、血液センター見学等親子で献血について学んでもらい、将来の献血者確保及び保護者への献血協力を訴える。	小学生と父親、母親
2 過去に成分献血登録していただいた方に献血基準の変更案内と成分献血を依頼する封書を郵送する。	55歳から60歳の方
3 400mL献血経験者で60歳から64歳まで献血歴の無い方に、献血依頼及び69歳まで献血を継続いただけることの周知を図る。	65歳以上の方

③企業等における献血推進対策

具体的対策	対象
1 献血協力のない企業のHPなど閲覧し社会貢献活動をしている団体に対して電話等を使い、献血の必要性について説明し協力依頼をする。献血協力団体に対しグループ企業で献血をしていない企業を紹介してもらう。5年以上献血協力が滞りがっている企業に再度献血の依頼をする。	献血実施していない事業所や献血協力企業等への啓発活動
2 献血ルーム周辺企業及び大学・専門学校に、協力期間を1週間程度として献血協力を目的とした献血協力を依頼する。また、献血ルームにて献血協力をいただいた企業等に対しては、ホームページに掲載する等、協力企業のアピールを行う。このことにより各企業の知名度を上げることにより献血協力(社会貢献活動)を実施しやすい環境づくりを行う。	献血ルーム近隣企業・学校等への啓発活動
3 次年度役員の方に献血研修会を実施し、継続的な協力をお願いをする。	献血協力団体・企業

④複数回献血者の確保対策

具体的対策	対象
1 献血会場に複数回献血クラブ会員登録誘導装置(サイトスタンダー)を設置し登録手順を簡素化し登録しやすい環境を整備する。	献血者
2 平成22年度初回献血者に継続的に献血していただくよう、居住地(市町村)ごとに献血要請票を送付する。	初回献血者
3 献血後6カ月を経過した献血者に対して送付しているペースティハガキを、献血可能日を過ぎたタイミングで送付する。	献血者
4 65歳～69歳までの献血再来推進のため、60歳～64歳の方に葉書等により400mL献血協力を依頼する。	60歳から64歳の方
5 400mL献血の推進	400mL献血可能者

⑤その他の具体的対策

具体的対策	対象
1 一環あたりの協力者が多い休日の街頭献血会場に記事するにあたり、市町村担当者、大型ショッピングセンター担当者に理解を求め、休日しか献血できない会社員等の協力者確保を目指す。	各市町村担当者、献血実施事業所担当者、献血者
2 大学、専門学校等に「血小板成分献血の協力をお願い」ポスターを配布し、固定施設での成分献血の参加を呼び掛ける。	大学生・専門学校生等